## 現場代理人兼任届

令和 年 月 日

上田市長 様

住所受注者商号又は名称代表

次のとおり、上田市建設工事請負契約約款第10条第3項の規定に基づき、現場代理人を兼任することとしたいので届け出ます。

			ı							
現場代理人氏名										
現場代理人連絡先			通常:				緊急時	÷:		
新たに兼任する工事	工事名									
	工事場所									
	エ	期	令和	年	月	日から	令和	年	月	日まで
	請負代金額						円			
	発注機 及び担									
	監督員	氏名								
	備	考								
既場人っる工事	工事	事 名								
	工事	場所								
	エ	期	令和	年	月	日から	令和	年	月	日まで
	請負付	弋金額							円	
	発注機 及び担									
	監督員	員氏名								
	備	考								
現場代理人兼任期間			令和	年	月	日から	令和	年	月	日まで

## ※ 他の発注機関の工事と兼任する場合

(他の発注機関の承認欄)							
上記現	場代理	人の兼	任につい	ハて承認します。			
令和	年	月	日	発注機関名			印

## 兼任の条件

1 「建設工事における現場代理人の兼任に係る取扱いについて」1(1)のいずれかに該当する期間(常駐を要しない期間における兼任)					
	ア 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの 期間				
	イ 契約約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間				
	ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作の みが行われている期間				
	エ 現場作業終了後、事務手続、後片付け等のみが残っている期間				
	「建設工事における現場代理人の兼任に係る取扱いについて」1(2)の条件を全て満 たす工事				

- (注1) 1のアからエのいずれか又は2にレを記入してください。
- (注2) 1(2)の条件により兼任する場合は、連絡員配置届(様式2)も提出してください。

「建設工事における現場代理人の兼任に係る取扱いについて」1 (2) の条件

- (2) 次の条件を全て満たす工事については、現場代理人の兼任を認めるものとする。
  - ア 上田市が発注した工事であること。ただし、国又は長野県等が発注した工事(以下「他の公共機関の工事」という。)において、当該発注機関の長が兼任を認めた場合はこの限りではない。
  - イ **一の現場代理人が兼任することができる工事の数は、2件までとする。**なお、1(1)に該当する期間の工事及び予定価格が200万円以下の工事は、兼任可能工事数から除くものとする。
  - ウ 工事の当初の請負代金額は、4,500万円未満(建築一式工事は9,000万円未満)であること。
  - エ 工事場所は、全て上田市内であること。
  - オ 連絡体制として、兼任する上田市が発注した工事の現場には連絡員を配置すること。
  - カー次のいずれにも該当しない工事であること。
  - (ア) 交通量 10.000 台/日以上の片側通行規制工事
  - (イ) 労働安全衛生規則第90条に該当する工事
  - (ウ) 難易度、施工内容、労働災害・公衆災害の恐れがあることなどから兼任を認めることが適当でないと発注者が判断した工事
  - キ 現場代理人を兼任する場合は、次のいずれの条件も満たしていること。
  - (ア) 現場代理人は、必ずいずれかの工事現場に駐在すること。
  - (イ) 現場代理人は、工事現場を離れる際には、監督員又は連絡員と連絡が取れる体制を構築すると ともに、工事現場の安全管理等の対策を図り、連絡員等に必要な指示を行うこと。
  - (ウ) 兼任する工事現場において、安全管理の不徹底など工事に支障がある、若しくは兼任の承認条件を満たしていないと発注者が判断し指示した場合は、新たに常駐の現場代理人を配置すること。
  - (エ) 兼任が認められる場合においても、労働安全衛生規則別表第7「機械等の種類」欄に記載されている機械等を使用する期間については、現場代理人は当該工事現場に常駐すること。